

広島県緊急雇用対策基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十四号

広島県緊急雇用対策基金条例の一部を改正する条例

広島県緊急雇用対策基金条例（平成二十一年広島県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「就業の機会の創出」の下に「並びに居住の安定の確保等」を加え、「市町」を「市町等」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第一条に規定する居住の安定の確保等を目的とする事業を実施する期間は、平成二十一年度及び平成二十二年度とする。
- 3 前項に規定する事業に要する基金については、この条例による改正前の第一条に規定する事業に要する基金と区分して管理するものとする。